第十二条の八第一項中「、第十四条」及び「、第五十六条」を削り、「第八十三条第一号」を「第八十三条」に、「除く。）」を「除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）、附則第一条の二第二項」に改め、同項の表第六十五条第三項の項中「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」を「都職員共済組合」に改め、同表第六十六条第三項の項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改める。

第二十六条中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に改める。

附則第四条を次のように改める。

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第四条　市町村連合会は、第六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期経理を設けるものとする。

2　市町村連合会の経過的長期経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表第一による。

3　第十一条の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期経理について準用する。この場合において、同条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と読み替えるものとする。

附則第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二　地方公務員共済組合連合会は、第十一条の五第一項の規定にかかわらず、当分の間、被用者年金一元化法附則第七十五条の三において準用する法第三十八条の八の二第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金並びに被用者年金一元化法附則第七十六条第一項に規定する拠出金及び被用者年金一元化法附則第五十条第一項に規定する拠出金に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期給付調整経理を設けるものとする。

2　地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表第二による。

3　第九条、第十条、第十一条の五の二及び第十一条の十の二並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第二十五条第一号、第三号、第四号及び第四号の三、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条の三までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整経理について準用する。この場合において、第十一条の五の二中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第十一条の十の二の見出し中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、同条中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、施行規程第十二条第二項中「退職等年金経理（」とあるのは「経過的長期給付調整経理（」と、「地方公共団体」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会」と、同項第二号中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、施行規程第十三条第一項中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、施行規程第二十五条第四号の二中「退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「経過的長期給付調整経理における」と、施行規程第七十二条第三項中「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と読み替えるものとする。

第四条の三　地方公務員共済組合連合会は、第十一条の五第一項の規定にかかわらず、当分の間、組合及び市町村連合会から地方公務員共済組合連合会に預託された資金（被用者年金一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金に係る資金に限る。）及び地方公務員共済組合連合会の被用者年金一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金に係る資金の一部に関する取引を経理するための経理単位として、経過的長期預託経理を設けるものとする。

2　地方公務員共済組合連合会の経過的長期預託経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表第三による。

3　第九条及び第十条並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第二十五条第一号、第三号、第四号及び第四号の三、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条の三までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期預託経理について準用する。

附則第五条の七中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「長期給付経理」を「厚生年金保険給付事業」に改める。

附則第六条を次のように改める。

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第六条　地方職員共済組合の団体組合員に係る事業に関する経理は、第十二条の三第二項の規定にかかわらず、当分の間、地方の組合の経過的長期給付に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期経理を設けるものとする。

別表第一号表市町村連合会勘定科目目次中

「長期経理	第一号表の一
災害給付経理	第一号表の二
保健給付経理	第一号表の三　を
業務経理	第一号表の四」

厚生年金保険経理	第一号表の一
退職等年金経理	第一号表の二
災害給付経理	第一号表の三　に
保健給付経理	第一号表の四
業務経理	第一号表の五」

改める。

別表第一号表第一号表の一を次のように改める。

第一号表の一

厚生年金保険経理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
流動資産	現金		流動負債	未払消費税	
	当座預金			未払金	
	普通預金			未払費用	
	通知預金			前受金	
	定期預金			預り金	
	保管有価証券			前受収益	
	立替金			受入保証金	
	仮払金			前受利息	
	前渡金			前受賃貸料	
	未収収益			仮受金	